artience グループ
サステナブルサプライチェーンガイドライン

2022 年 10 月 24 日制定
2024 年　5 月 10 日改定（バージョン 2.0）
artience 株式会社　サステナビリティ委員会

はじめに

私たち artience グループは、「人間尊重の経営」を Corporate Philosophy（経営哲学）とするグループ経営理念のもと、社会の持続的な成長に貢献すべく、企業活動のさまざまな場面において CSR（企業の社会的責任）活動を推進しております。これら CSR 活動の方向性を整備し、企業グループとしての CSR 活動推進を強化することを目的として、2005 年に「CSR 憲章・行動指針」（現 サステナビリティ憲章）を制定、さらに調達活動における方針として、「調達基本方針／調達先選定基準」（現 調達に関する基本方針）を制定いたしました。当社グループの各企業は、原材料、資材、物品およびサービスの調達において、これらの方針等に基づいた調達活動を行うよう努めております。

近年における経済のグローバル化により顕在化する社会課題および地球規模の環境課題は、個々の企業が単独で解決に取り組む規模を超え、サプライチェーンの最上流から最下流までの全域において各段階に位置するあらゆる企業が協働して取り組み、かつ、各企業がそれぞれにサプライチェーン全体に対して責任を担うことが求められております。こうした社会的要請に応じるべく、当社グループはサプライヤーや業務委託先の皆様方を、サプライチェーンをともに支える大切なパートナーであるとし、CSR 活動における連携を図ることで、サプライチェーン全体として社会と地球環境の持続可能性向上に貢献していきたいと考えております。

以上のような背景を踏まえて、2022 年 10 月に当社グループは、従来の方針等を改定することに加え、「サステナブルサプライチェーンガイドライン」を制定いたしました。これは、当社グループ自身が遵守する、もしくは遵守レベルの向上に取り組むべきと考える具体的な CSR 項目を集約整理したものです。サプライヤーや業務委託先の皆様方におかれましても、本ガイドラインをご認識・ご理解いただくとともに、ぜひ一緒にお取り組みいただくことを希望しております。

なお、今般の当社社名および理念体系を変更したことに伴う修正、ならびに一部の記載条文・項目の修正を行いました。

既に当社グループとお取引いただいているサプライヤーや業務委託先の皆様方には、日頃より CSR 活動の推進をお願いしておりますが、本ガイドラインを、当社グループのお客様企業を含む社会から共通して求められている CSR の基準に即した構成とすることで、皆様方の CSR 方針・戦略・活動との連携性を高めたいとしております。当社グループの CSR 活動推進への皆様方の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

2024 年 5 月 10 日
artience 株式会社
取締役　サステナビリティ担当
（artience グループ　サステナビリティ委員会　委員長）
佐藤 哲章

目次

はじめに 2
本ガイドラインの構成と位置付け **5**
artience グループ　Philosophy System（理念体系） 5
artience グループ　サステナビリティ憲章 6
artience グループ　調達に関する基本方針 7

1.　法令遵守・国際規範の尊重 **10**
2.　人権・労働 **11**
2-1.　強制労働の禁止、雇用の自由選択 11
2-2.　児童労働の禁止、若年労働者への配慮 12
2-3.　労働時間の管理 12
2-4.　適切な賃金と手当 13
2-5.　非人道的な処遇の禁止 13
2-6.　差別の禁止 14
2-7.　結社の自由、団体交渉権 15
3.　安全衛生 **16**
3-1.　職務上の安全 16
3-2.　緊急時への備え 17
3-3.　労働災害、労働疾病 17
3-4.　産業衛生 18
3-5.　身体的負荷のかかる作業 18
3-6.　機械装置の安全対策 19
3-7.　施設の安全衛生 19
3-8.　安全衛生のコミュニケーション 20
3-9.　労働者の衛生管理 20
4.　環境 **21**
4-1.　環境許可と報告 21
4-2.　資源の有効活用 22
4-3.　化学物質管理 22
4-4.　固形廃棄物 23
4-5.　大気への排出 23
4-6.　製品含有化学物質の管理 24
4-7.　水の管理 24
4-8.　エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減 25
4-9.　生物多様性の保全 25
5.　倫理 **26**
5-1.　腐敗防止 26
5-2.　不適切な利益供与および受領の禁止 27
5-3.　反社会的勢力への関与の禁止 27
5-4.　情報開示 28
5-5.　知的財産権の尊重 28
5-6.　公正な事業活動 29
5-7.　優越的地位の濫用の禁止 29
5-8.　内部通報制度の整備と通報者の保護 30
5-9.　責任ある鉱物調達と人権侵害への加担の回避 30

5-10. 地域住民等への権利侵害の禁止 31
6. 品質・安全性 32
6-1. 製品の安全性の確保 32
6-2. 品質管理 32
6-3. 正確な製品・サービス情報の提供 33
6-4. 品質・安全性に問題が生じた際の対応 33
7. 情報セキュリティ 34
7-1. サイバー攻撃に対する防御 34
7-2. 個人情報の保護 34
7-3. 機密情報の漏洩防止 35
8. 事業継続計画 36
9. 地域社会との共生 37
10. マネジメントシステム 38
10-1. マネジメントシステムの構築 38
10-2. サプライヤー・業務委託先の管理 39
10-3. 適切な輸出入管理 40

ガイドライン項目対照表 41
サステナブルサプライチェーン確認書（ver.2.0） 48
参考資料 49
改訂来歴 50

本ガイドラインの構成と位置付け

「artience グループ サステナブルサプライチェーンガイドライン」は、10 のセクションで構成されています。それぞれ「法令遵守・国際規範の尊重」「人権・労働」「安全衛生」「環境」「倫理」「品質・安全性」「情報セキュリティ」「事業継続計画」「地域社会との共生」に関する具体的な CSR の基準および項目を説明しており、また「マネジメントシステム」では、本ガイドラインの遵守を管理するための適切なシステムについて説明しています。

本ガイドラインは、広く国際社会から共通して求められている CSR 課題項目を取り上げると同時に、当社グループのお客様企業、特に当社グループの売上のうち相応の割合を占めるエレクトロニクス業界各社の調達方針との親和性を確保するために、以下の 3 つの基準をカバーするように項目の集約整理を進めました。

- RBA（レスポンシブル・ビジネス・アライアンス）行動規範
- JEITA（電子情報技術産業協会）責任ある企業行動ガイドライン
- GCNJ（グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン）CSR 調達セルフ・アセスメント質問票

上記 3 基準との対照を、本文に記載されている各項目の末尾に表示しています。また、3 基準の各項目に対照する本ガイドラインの項目の一覧を「ガイドライン項目対照表」として巻末に掲載しています。これらの情報により、本ガイドラインが 3 基準すべての範囲をカバーできていることを明確化しています。

本ガイドラインは、当社グループの行動原理である「artience グループ理念体系」と当社グループの CSR 活動・サステナビリティ活動の基盤である「サステナビリティ憲章」とに基づいて策定された「調達に関する基本方針」を補完し、具体的な CSR 活動を行うためのポイントをサプライヤーや業務委託先の皆様方に向けてだけでなく、当社グループ自身に対しても明示する役割を担っています。すなわち、本ガイドラインは、「サプライヤー行動規範」であると同時に、同じサプライチェーン上にいる当社グループ自身が遵守しようとしている「企業行動ガイドライン」でもあります。

artience グループ Philosophy System（理念体系）

Corporate Philosophy （経営哲学）	**人間尊重の経営**		
Brand Promise & Slogan （ブランドプロミス）	**感性に響く価値を創りだし、心豊かな未来に挑む** **Empowering Feeling**		
Our Principles （行動指針）	**art** 好奇心と遊び心 一日一感 自分の色を出す	**core** 世界中の仲間とともに いまを全力で楽しむ まずは今日から自分から	**science** 可能性を考え抜く P*DDDD*CA 成果にこだわる

2024 年 1 月 1 日制定

artience グループ　サステナビリティ憲章

私たち artience グループは創業以来、モノづくり企業として、製品・サービスを通じてお客様とその先にいる生活者に向けて価値を創出・提供することで、社会と共生し、ステークホルダーからの信頼を獲得し、企業市民としての責務を遂行することを最優先に取り組んできました。

私たちは、自身が化学製造業を主業とするグローバルな企業グループであり、社会や環境に大きな影響を及ぼしうる存在であることを再認識し、すべてのステークホルダーとの良好な関係を構築・継続・向上しなければならないと考えます。そのために、常に自身の活動を分析・評価し、人・社会・環境・経済の切り口でバランスの取れた経営を実践することが、企業の社会的責任を果たすための重要な課題であると認識します。artience グループは、今後も公正な事業活動により自身を持続的に成長させるとともに、良き企業市民として事業を通じて社会に貢献し、お客様・社員・株主などステークホルダーに価値と満足を提供することで、地球環境と社会の持続可能性の向上に貢献します。

■ **製品・サービスを通じた「価値」の提供**
本業を基盤とした社会貢献として、人びとの生活の質の向上、社会の持続可能性の向上、および環境保全・回復に資する製品・サービスを供給することを通じて、社会に「感性に響く価値」「心豊かな未来につながる価値」を提供します。

■ **至誠を追求した事業活動**
原料調達から製品販売に至るバリューチェーン全域において、公正かつ適正な商取引を行い、誠実を旨とした事業活動に努めます。その活動を通して健全な収益を獲得し、株主や社員をはじめステークホルダーに還元します。

■ **コンプライアンスの徹底**
国内外の法令等の遵守はもちろん、国際行動規範や地域の社会規範を尊重し、高い理性と良心と倫理観に基づいた判断と行動を徹底します。企業としての誠実性や信頼性を毀損する一切の腐敗行為を認めません。

■ **サプライチェーン全域での人権と多様性の尊重**
事業活動に関わるすべての人びとの人権と多様性を尊重し、人権侵害と人権への負の影響の排除に努めます。サプライチェーン全域においても、児童労働、強制労働、不当な労働慣行、差別、ハラスメントなどを認めません。

■ **地球規模の環境課題への取り組み**
地球環境や地域自然環境の保全・回復を、化学製造業として最優先すべき課題と認識し、すべての事業活動で環境負荷低減に尽力します。また、適切な化学物質管理により、人びとの安全や健康の維持向上に努めます。

■ **快適で自己実現のできる職場環境の醸成**
社員一人ひとりが自主性と能力を最大限発揮できるよう、成長と挑戦の機会を提供します。同時に、当社グループで働くすべての人が安全かつ健康的に業務を遂行できるよう、職場環境の継続的改善に取り組みます。

■ **積極的なコミュニケーションと情報開示**
当社グループに関する情報を適時・公正に開示し、経営の透明性向上に努めます。また、自身を取り巻くさまざまなステークホルダーとのコミュニケーションを積極的に行い、信頼関係の構築と発展、社会との共生に努めます。

■　**継続的改革によるコーポレート・ガバナンスの充実化**

経営資源やリスク管理における間断なき改革と検証を継続し、実効性のあるコーポレート・ガバナンスを構築・維持します。経営環境の変化に柔軟に適応し、グループの持続的成長に資するレジリエントな企業経営に努めます。

2005 年 4 月 18 日　制定
2024 年 1 月　1 日　改定

artience グループ　調達に関する基本方針

artience グループ（以下、「当社グループ」という）は、優れた製品・サービスをお客様に提供することで社会に貢献すると同時に、当社グループとともにサプライチェーンを構築する調達先と、公正・公平な調達活動を通じて相互信頼関係を構築することに努めます。当社グループが調達先と構築するサプライチェーンにおいて、そのあるべき姿を追求することにより、社会や地球環境の持続可能性の向上に貢献できるよう、「調達に関する基本方針」（以下、「本基本方針」という）を定め、これに則り、原材料購買や業務委託などの調達活動を遂行します。

1.　法令・国際規範の遵守

当社グループは、調達活動において事業活動を展開する国または地域の法令や規制を遵守し、かつ、国際行動規範および国または地域ごとの社会規範を尊重し、遵守に努めます。特に、「英国現代奴隷法（Modern Slavery Act 2015）」、「カリフォルニア州サプライチェーン透明法」、「OECD 多国籍企業行動指針」、「OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」における、サプライチェーンを含めた人権対応強化等の社会的要請に応えます。

2.　人権・労働への配慮

当社グループは、サプライチェーンに関わるすべての労働者の人権を尊重し、児童労働や強制労働など、非人道的な処遇、差別、ハラスメント、紛争鉱物調達など人権侵害に加担する可能性を排除し、労働者としての権利と適切な雇用・労働環境が保障されたサプライチェーンの構築に努めます。また、事業展開地域における先住民族や地域住民の生存権・生活権にも配慮します。

3.　地球環境・資源への責任

当社グループは、調達活動を通じて地球環境・生物多様性の保全と循環型社会の発展に寄与すべく、環境関連の法令や規制の遵守に加え、自発的に環境負荷の低減と資源使用の削減に努めます。特に、サプライチェーン全体でのエネルギー消費と温室効果ガス排出の削減に取り組みます。また、化学メーカーとしての化学物質管理を原材料と生産プロセスの両面で徹底していきます。

4.　公正な企業活動

当社グループは、あらゆるステークホルダーの信頼を得るべく、法令を遵守し、企業倫理および責任ある企業行動規範に基づいた調達活動を実践します。贈収賄、不適切な利益供与や受領、公正な自由競争の阻害、知的財産権の侵害などの腐敗行為を禁止するとともに、守秘義務および説明責任の履行と透明性の確保のための適切な情報開示に努めます。

5.　方針の周知と教育

当社グループは、当社グループの社員をはじめサプライチェーンに関わるすべての方々に、本基本方針およびサステナブルサプライチェーンガイドラインを周知し、人権・労働・環境等に関する適切な研修・教育活動を通じて、サステナブルサプライチェーンの維持継続に努めます。

6. 調達先の選定

当社グループは、調達活動を通じて希求するサステナブルサプライチェーンのあるべき姿をともに実現するパートナーとして、遵法・品質・価格・供給力・技術力・情報提供力などの能力や信頼性を、合理的かつ総合的に勘案し、地球環境と社会の持続可能性向上に対して志を等しくする調達先を公正・公平な基準で選定します。また、サステナブルサプライチェーンの維持のために、調達先に対して適切な調査・監査を行い、継続的な改善に努めます。

なお、本項の目的を達成するために、以下の基準を適用して新規調達先の選定ならびに既存調達先の定期的な状況確認を実施します。

〈調達先選定基準〉

(1) 法令遵守

法令・規制を遵守し、国際行動規範を尊重していること。特に、人権と労働慣行に慎慮し、サプライチェーン上のすべてのステークホルダーに対して誠実な企業活動を行っていること。

(2) 品質

当社グループの要求品質を満たし、かつ、適切な品質管理体制を機能させることで、品質の安定性が確保されること。

(3) 価格

経済合理性のある妥当な価格であること。当社グループが市場において価格競争力を確保できる水準の原材料価格であること。

(4) 供給力

当社グループの要求数量および納期を満たし、かつ、供給の安定性が確保されること。

(5) 技術力

当社グループの目指すモノづくりを支える、必要な水準の技術力を有していること。

(6) 情報提供力

当社グループに必要または有効な情報や提案を、適時・適切に提供できること。

(7) 秘密保持

当社グループとの取引を通じて獲得した情報について、適切な情報管理およびセキュリティ体制を機能させることで、秘密保持ができること。

(8) 環境調和

事業活動において地球環境保全、資源保護、生物多様性に十分に配慮し、サプライチェーンにおけるエネルギー消費と温室効果ガス排出の抑制に努めていること。

(9) 経営基盤

レジリエンスな経営基盤に立脚した、健全で持続的な企業経営を実践していること。

(10) CSR 経営

本基本方針およびサステナブルサプライチェーンガイドライン、もしくはそれらと同等水準の企業行動規範の遵守に努めた CSR 経営を実践していること。

7. 改廃および管理

本基本方針の改廃は、artience 株式会社の取締役会が決定しこれを行います。
また、本基本方針の改廃事務等を行う所轄部署は、artience 株式会社の調達活動を統括する部門とします。

2005 年 4 月　　制定
2024 年 1 月 1 日　改定

1. 法令遵守・国際規範の尊重

事業活動を展開する国または地域において適用される法令や規制を遵守するとともに、国際行動規範を尊重します。当該法令等が国際行動規範と矛盾する場合は、当該法令等に反しない範囲で国際行動規範を最大限に尊重するための方法を追求します。

※　「国際行動規範」とは、国際慣習法、一般に受け入れられている国際法の原則、または普遍的に認められている条約や協定を含む政府間合意から導かれる、社会的に責任ある企業の行動に対する期待を指します。例えば、国際連合の「世界人権宣言」や「グローバル・コンパクトの 10 原則」、「ビジネスと人権に関する指導原則」、「SDGs（持続可能な開発目標）」、国際労働機関（ILO）「国際労働基準」、「多国籍企業宣言」、OECD の「多国籍企業行動指針」などがあります。

RBA 行動規範 8.0	序文
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	1. 法令遵守・国際規範の尊重
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅱ-1. 人権に対する基本姿勢　Ⅲ-1. 労働に対する基本姿勢 Ⅳ-1. 環境への取組みに対する基本姿勢　Ⅴ-1. 公正な企業活動に対する基本姿勢 Ⅵ-1. 製品・サービスの品質・安全性に対する基本姿勢 Ⅶ-1. 情報セキュリティに対する基本姿勢　Ⅷ-1. サプライチェーンに対する基本姿勢

2. 人権・労働

自社の企業活動に関係する、労働者を含むすべての人の人権を尊重し、敬意をもって彼らと接します。

※　「労働者」とは、正社員、契約社員、臨時社員、派遣社員、外国人労働者、移民労働者、学生、直接雇用者および間接雇用者やその他の就労形態の労働者など、あらゆる労働者を含みます。

RBA 行動規範 8.0	A. 労働
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	2. 人権・労働
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅱ-1. 人権に対する基本姿勢　　Ⅲ-1. 労働に対する基本姿勢

2-1. 強制労働の禁止、雇用の自由選択

すべての労働者をその自由意思において雇用し、強制的な労働を行わせません。また、労働者の離職および雇用を自ら終了する権利を尊重します。

- 強制労働、拘束（債務による拘束を含む）または拘留労働、非自発的または搾取的な囚人労働、奴隷または人身売買による労働力を用いません。
- 職場および労働者に提供した居住施設への入出ならびに移動の自由に対して不合理な制限を課しません。
- 労働者の母国語もしくは労働者本人が十分に理解できる言語で作成された、雇用条件を明示した労働契約書を提供します。
- 外国人労働者ならびに移民労働者に対しては、母国もしくは居住地を離れる前に労働契約書を提供し、就労地に到着後、事前提示した労働契約内容の変更や差し替えを行いません（就労地の関連法令の要件を満たし、かつ変更前と同等以上の条件を提供する場合を除く）。
- 労働者の離職の自由を認めます。労働者が就労地の関連法令に従って休業や退職の事前告知を行った場合、違約金や不当な賃金控除を課しません。
- 雇用者および雇用者に労働者を斡旋する派遣会社や人材斡旋業者は、労働者の公的な身分証明書、パスポート、労働許可証、入出国管理書類などを保持（就労地の関連法令で雇用者による保持を義務付けている場合を除く）、隠匿、破棄、没収、労働者本人による使用の妨害を行いません。
- 雇用者および雇用者に労働者を斡旋する派遣会社や人材斡旋業者は、労働者から、募集や採用の際に手数料（就職斡旋料、雇用手数料など）を徴収しません。
- 雇用者に労働者を斡旋する派遣会社や人材斡旋業者に対して、上記の取り組み事項に同意・実施することを要請し、確認します。

RBA 行動規範 8.0	A-1. 強制労働の禁止
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	2-1. 強制的な労働の禁止
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅲ-7. 強制労働の禁止

2-2. 児童労働の禁止、若年労働者への配慮

最低就業年齢に満たない児童を雇用しません。また、18 歳未満の若年労働者の発達を損なうような就労をさせません。学生労働者に対して、就労地の関連法令に基づき適切に対応します。

- 児童を雇用しません。労働者の雇用時に身分証明書などの公的文書により年齢を確認するプロセスを確立します。
- 18 歳未満の若年労働者を、超過時間勤務や夜間勤務を含む、彼らの健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務や、道徳が十分に保護され得ない業務に従事させません。
- 就労地の関連法令に従い、学生労働者の権利を保護し、適切なサポートと教育を確保します。学生労働者、インターンおよび見習い労働者の賃金レートは、適用法がない、もしくは不十分である限りは、同様または類似の業務に従事する他の労働者と同一にします。

※ 「児童」とは、15 歳、または義務教育を修了する年齢、または就労地の関連法令が定める最低就業年齢のうち、いずれか最も高い年齢に満たない者を指します。

RBA 行動規範 8.0	A-2. 若年労働者
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	2-2. 児童労働の禁止、若年労働者への配慮
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅲ-8. 児童労働の禁止

2-3. 労働時間の管理

労働者に法定限度を超えた就業をさせません。労働者の労働時間・休日・休暇・休憩などについて適切に管理します。

- 超過勤務時間を含めた週間労働時間は、災害その他避けることのできない緊急時や非常時を除き、就労地の関連法令が定める限度を超過させません。
- 労働者が超過時間勤務を行う場合は、就労地の関連法令を遵守し、上司の指示のもと、労働者本人との合意のうえ行います。
- 年間の労働日数の計画および実績は、就労地の関連法令が定める限度を超過させません。
- 労働者に対して、7 日ごとに最低 1 日（24 時間）以上の休日を与えます。
- 労働者に対して、就労地の関連法令が定める年次有給休暇、産前産後休暇、育児休暇の権利および休憩時間を与えます。
- 過度の超過勤務、あるいは超過勤務状態の常態化などが確認された際は、適切な是正措置を講じることで超過勤務状態の解消に努めます。

RBA 行動規範 8.0	A-3. 労働時間
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	2-3. 労働時間への配慮
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅲ-6. 労働時間、休暇・有給休暇等の公正な適用

2-4. 適切な賃金と手当

労働者に、少なくとも就労地の関連法令が定める法定最低賃金を支払い、不当な減給を行いません。

- 最低賃金、時間外労働、および法的に義務付けられた手当や賃金控除を含む労働者への賃金について、適用されるすべての賃金関連法令を遵守します。加えて、労働者とその家族が就労地において適切な生活水準を維持するのに必要な「生活賃金」を考慮します。
- 時間外労働に対しては、就労地の関連法令に基づき割増賃金を支払います。
- 懲戒処分を目的とした減給は行いません。ただし、懲戒目的の減給が就労地の関連法令で認められており、かつ、自由に交渉された団体協約で合意されている場合に限り、懲戒目的の減給を許容します。
- 同一労働同一賃金の原則に則り、賃金の支払いにおいて雇用形態の差異に対する不合理な格差が生じないよう留意します。
- 労働者に賃金明細書を提供し、労働者が従事した業務に対する賃金の支払いが適正であることを確認できるようにします。

RBA 行動規範 8.0	A-4. 賃金および福利厚生
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	2-4. 適切な賃金と手当
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅲ-5. 適正な賃金の支払い

2-5. 非人道的な処遇の禁止

労働者の人権を尊重し、虐待や各種ハラスメントなどの非人道的扱い、ならびにそのような可能性のある行為を認めません。

- 労働者に対して、精神的・身体的な暴力や虐待、抑圧、強制、ハラスメント、公の場での侮辱などの非人道的扱いを行いません。
- 非人道的扱いに対する懲戒方針および対応手順を策定するとともに、非人道的扱いの事実を把握するための苦情処理メカニズム（社内通報制度）を整備・運用し、それらを労働者に周知します。

RBA 行動規範 8.0	A-5. 差別の排除／ハラスメントの禁止／人道的待遇 E-8. 労働者／ステークホルダーの関与と救済へのアクセス
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	2-5. 非人道的な扱いの禁止
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅲ-4. 非人道的な扱いの禁止　　Ⅴ-7. 社外からの苦情や相談窓口

2-6. 差別の禁止

あらゆる雇用の場面における差別をなくし、機会均等と処遇における公平の実現に努めます。

- 労働者本人の能力・適性・成果などの合理的な要素以外を理由とした差別、および差別につながる可能性のある行為を行いません。
- 労働者または採用候補者に対して、職務適性の判断に明らかな必要性がなく、かつ差別的に使用される可能性がある医療検査・身体検査を行いません。
- 労働者の多様性を尊重し、あらゆる属性の労働者が能力や適性に応じた職務を遂行し、昇進や育成の機会均等および公平な処遇を享受できる、ダイバーシティ・エクイティ＆インクルージョン（DE&I）体制の整備に努めます。
- AI（人工知能）技術の利活用に際して、特定の個人や属性集団に対する差別や人権侵害につながる可能性のある用途に利用せず、かつ、そのような可能性の排除に努めます。
- 労働者が宗教上の慣習を行えるよう、必要に応じて適切な便宜を図ります。

※ 「あらゆる雇用の場面」とは、求人、応募、採用、教育、評価、昇進、賃金、報酬、手当、懲罰、退職、解雇その他の雇用慣行を指します。

※ 「合理的な要素以外」とは、人種、肌の色、民族、国籍、出身地域、社会的出身、年齢、性別、性的指向、性自認と性表現、思想、信条、宗教、所属政党と政治的見解、障がいの有無、軍役経験の有無、労働組合への加入、雇用形態、学歴、婚姻歴、家族状況、健康状態や遺伝情報などを指します。

※ 「適切な便宜」とは、事業所敷地内もしくは事業所の近隣地への適切な礼拝場所の用意、就業時間内の定められた礼拝時間の確保、教義に基づく被服着用の許容、食事を提供する際の宗教上の制限への対応などを指します。

RBA 行動規範 8.0	A-5. 差別の排除／ハラスメントの禁止／人道的待遇
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	2-6. 差別の禁止
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅱ-2. 人権の尊重と差別の禁止　Ⅲ-2. 雇用における差別の禁止 Ⅲ-3. 人材育成やキャリアアップ等に関する従業員への平等な機会提供 Ⅲ-9. 操業する国や地域の宗教的な伝統や慣習の尊重

2-7. 結社の自由、団体交渉権

労働者の結社の自由（団結権）を尊重し、労働条件や労働環境、賃金水準などに関する労使間協議を実現する手段としての団体交渉権を尊重します。

- 就労地の関連法令に従い、労働者による労働組合の結成、労働組合への加入、ならびに団体交渉を実施する権利を認めます。
- 労働者の団体交渉の実施、および平和的集会へ参加する権利、あるいはそれらを差し控える権利を尊重します。
- 労働者または彼らの代表者に対して、差別、報復、脅迫、ハラスメントを行いません。
- 労働者または彼らの代表者は、労働条件や経営慣行に関して経営陣と公に意思疎通を図る団体交渉をすることができます。

RBA 行動規範 8.0	A-6. 結社の自由および団体交渉
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	2-7. 結社の自由、団体交渉権
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅲ-10. 結社の自由と団体交渉の権利の認識と尊重

3. 安全衛生

業務上の安全衛生の向上に取り組みます。労働者の業務に伴う怪我や病気を最小限に抑え、安全で衛生的な労働環境を整備します。

RBA 行動規範 8.0	B. 安全衛生
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	3. 安全衛生
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅲ-11. 従業員の安全衛生、健康についての適切な管理

3-1. 職務上の安全

職場における労働者の健康および安全に対するリスクを評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保します。

- 職場における潜在的なリスク事項を、その顕在化の可能性も含めて特定し、リスクの除去や低減措置、安全対策および継続的な安全トレーニングを実施します。
- 業務の性質によっては、労働者に適切な個人保護具（保護メガネ、安全帽、手袋、安全靴など）を無償提供します。
- 妊娠中または授乳期間中の女性労働者に対して、労働安全衛生上の合理的な配慮を行い、危険度の高い労働環境を割り当てません。
- 授乳期間中の女性労働者に対して、授乳もしくは搾乳のための適切な休憩時間、および安全かつ清潔でプライバシーが確保された場所の提供に努めます。

RBA 行動規範 8.0	B-1. 労働安全衛生
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	3-1. 労働安全
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅲ-11. 従業員の安全衛生、健康についての適切な管理

3-2. 緊急時への備え

人命・身体の安全を守るため、発生しうる災害・事故などを想定し、緊急時の対応策を準備するとともに、労働者に周知します。

■ 発生しうる災害・事故に対する適切な緊急対応策を準備します。

■ すべての労働者に対して、避難経路や避難方法を周知徹底し、年 1 回もしくは就労地の関連法令で定める頻度のいずれか厳しい条件で避難訓練を実行します。

■ 緊急事態発生時ならびに発生後に備えて、復旧計画を策定・整備します。

※ 「適切な緊急対応策」には、緊急時の報告、労働者への通知、避難方法の明確化、緊急時対応手順書および緊急時対応要員連絡先の保管・掲示、適切な火災探知機および消火装置・防火扉の設置、外部通信手段の確保、分かりやすく障害物のない避難経路の確保、適切な避難施設の設置、緊急医療品などの備蓄が含まれます。

RBA 行動規範 8.0	B-2. 緊急時への備え
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	3-2. 緊急時への備え
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅲ-11. 従業員の安全衛生、健康についての適切な管理

3-3. 労働災害、労働疾病

労働者の安全と衛生を念頭に置き、労働災害および労働疾病の状況を把握し、適切な対策を講じます。

■ 労働者からの労働災害・疾病の報告を奨励すべく、労働者が報告を懸念・躊躇しない職場環境を整備します。

■ 労働災害・疾病の事例の分類や記録、必要な治療の提供、事例の原因調査および原因排除に向けた是正対策を実施します。

■ 労働災害・疾病に罹災・罹病した労働者の職場復帰を支援する制度を策定し、適切に運用します。

■ 労働者の雇用時および罹災・罹病時に、就労地の関連法令に従って、行政に対する必要な手続き（労災保険への加入を含みます）を行います。

RBA 行動規範 8.0	B-3. 労働災害および疾病
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	3-3. 労働災害・労働疾病
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅲ-11. 従業員の安全衛生、健康についての適切な管理

3-4. 産業衛生

職場において人体に有害な生物・化学物質、温湿度および騒音や悪臭などに接する状況を把握し、適切な対策を講じます。

■ 労働者の健康に対する産業衛生リスクを特定し、リスクの除去または低減措置を行います。

■ 産業衛生リスクについて、リスク回避・軽減につながる教育・訓練を受ける機会を労働者に提供します。

■ 必要に応じて、適切な個人保護具や換気設備、医療品などを労働者に提供します。

※ 「産業衛生リスク」とは、職場環境における毒劇物、放射線、慢性疾患の原因となる物質（鉛、アスベストなど）をはじめ、煤煙、蒸気、ミスト、粉塵などの状態で存在する有害物質、健康管理に悪影響を及ぼす程度の温湿度、また著しい程度の騒音や悪臭などを指します。

RBA 行動規範 8.0	B-4. 産業衛生
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	3-4. 産業衛生
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅲ-11. 従業員の安全衛生、健康についての適切な管理

3-5. 身体的負荷のかかる作業

身体的に負荷のかかる作業を特定し、労働災害および労働疾病につながらないよう適切に管理します。

■ 手作業による原材料の取り扱い、手動での重量物運搬作業などの重労働、力の必要な組み立て作業、データ入力などの長時間にわたる反復・連続作業（VDT 作業）、長時間の不自然な姿勢による作業を特定し、作業環境の改善など適切な管理措置を実施します。

RBA 行動規範 8.0	B-5. 身体に負荷のかかる作業
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	3-5. 身体的負荷のかかる作業への配慮
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅲ-11. 従業員の安全衛生、健康についての適切な管理

3-6. 機械装置の安全対策

労働者が使用する機械装置類について安全上のリスクがないかを評価し、適切な安全対策を実施します。

■ 使用する機械装置において、労働者が就業中に事故や健康被害に遭遇する可能性があるかどうか、安全上のリスクを評価します。

■ 安全上のリスクがある場合、フェイルセーフ、フールプルーフ、インターロック、ロックアウト、タグアウトといった安全機構の採用、安全装置や防護壁の設置、機械装置の定期的なメンテナンスを行います。

※ 「フェイルセーフ」とは、機械装置の誤操作・誤動作で障害が発生しても、常に安全が維持できるような設計のことです。

※ 「フールプルーフ」とは、機械装置の誤った操作ができないような仕組みのことです。

※ 「インターロック」とは、一定の条件が整わないと動作ができなくなる安全装置のことです。

※ 「ロックアウト」とは、機械装置に供給される動力源を遮断・施錠することです。

※ 「タグアウト」とは、ロックアウトした動力源の再開を禁止する警告タグを取り付けることです。

RBA 行動規範 8.0	B-6. 機械の安全対策
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	3-6. 機械装置の安全対策
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅲ-11. 従業員の安全衛生、健康についての適切な管理

3-7. 施設の安全衛生

労働者の生活のために提供する施設（食堂・寮・トイレなど）の安全衛生を適切に確保します。

■ 労働者に清潔な飲料水およびトイレを提供します。また労働者に食事を提供する食堂施設を有する場合、衛生的な環境で調理・保存された食品を提供します。

■ 労働者の生活のために提供する寮などの居住施設は、火災対策を行い、緊急避難路を確保し、個人所持品の安全な保管設備を具備し、面積・空調・温度管理・照明などについて適切な生活環境を提供します。

RBA 行動規範 8.0	B-7. 衛生設備、食事、および住居
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	3-7. 施設の安全衛生
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅲ-11. 従業員の安全衛生、健康についての適切な管理

3-8. 安全衛生のコミュニケーション

労働者の安全衛生を確保するために、適切な安全衛生情報と教育を提供し、労働者と職場の安全衛生に関するコミュニケーションを図ります。

- 労働者の母国語もしくは労働者本人が十分に理解できる言語で、職場の危険について適切な安全衛生情報を提供します。かかる情報は、職場を含む施設内に明確に掲示するか、労働者が容易にアクセスできる場所に配置することで、周知徹底します。

- 安全衛生教育は、職場の危険に関係する作業に従事する前に、すべての労働者に対して実施します。また以降も定期的に教育を実施します。

- 労働者が、報復や雇用上の不利益を恐れることなく、安全衛生上の懸念を提起できるコミュニケーションの手段を構築・運用します。

※ 「職場の危険」とは、機械的、電気的、化学的、火災的および物理的な危険を含みますが、これに限定されません。

RBA 行動規範 8.0	B-8. 安全衛生に関する連絡
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	3-8. 安全衛生のコミュニケーション
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅲ-11. 従業員の安全衛生、健康についての適切な管理

3-9. 労働者の健康管理

すべての労働者に対して適切な健康管理を行います。

- すべての労働者に対して、就労地の関連法令に基づく健康診断を実施し、労働者の疾病の予防と早期発見を図ります。

- 長時間労働や過重労働による健康障がいの防止や、メンタルヘルスケアなどのケアについて、十分に配慮します。

RBA 行動規範 8.0	B-4.　産業衛生
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	3-9. 労働者の健康管理
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅲ-11. 従業員の安全衛生、健康についての適切な管理

4. 環境

持続可能な社会の実現に向け、すべての企業活動において、従業員のみならず関係する人々の健康と安全の確保を最優先しつつ、地球環境への影響を特定し、地域社会・環境・天然資源への悪影響を最小化することに努めます。また、気候変動や環境汚染などの地球環境課題に対して、事業を通じた改善を目指すとともに、環境価値の創出を通じて企業と社会の持続的成長に貢献します。

RBA 行動規範 8.0	C. 環境
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	4. 環境
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅳ-1. 環境への取組みに対する基本姿勢

4-1. 環境許可と報告

所在地の関連法令・規制に従って、事業に要する許認可・承認を取得し、また行政から要求された運用および報告に関する要件を遵守します。

- 環境関連の法令・規制においては、特定の事項（廃棄物、エネルギー、公害防止など）について一定の資格を取得した管理者の設置義務があります。このような所在地の関連法令が定める要件を遵守します。

- 事業に用いる化学物質に応じて、毒劇物、特定化学物質、危険物などの管理責任者の設置義務があります。また、事業内容や工場立地に応じて、環境影響評価や危険物取扱施設などに関する行政の許認可を取得する必要があります。このような所在地の関連法令・規制が定める要件を遵守します。

RBA 行動規範 8.0	C-1. 環境許可と報告
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	4-1. 環境許可と報告
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅳ-1. 環境への取組みに対する基本姿勢

4-2. 資源の有効活用

省資源・省エネルギーを実行するための自主目標を設定し、継続的な資源およびエネルギーの有効活用を図ります。

■ 水・化石燃料・鉱物・原生林由来の原材料などの天然資源について、生産活動における具体的な手段を通じて資源使用量やエネルギー使用量を削減し、天然資源の保全に努めます。

■ 再生資源や再生部品の利用を促進するとともに、梱包や輸送における省資源・省エネルギーを推進します。

※ 「具体的な手段」とは、生産設備の変更・改良や定期的なメンテナンス、熱源・動力源とする装置設備の変換効率向上、原材料の代替、再利用やリサイクルの促進、省資源・省エネルギーにつながる生産プロセスの改善などを指します。

RBA 行動規範 8.0	C-2. 汚染防止と資源保護
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	4-5. 資源の有効活用と廃棄物管理
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅳ-4. 資源（エネルギー、水、原材料等）の持続可能で効率的な利用 Ⅳ-6. 廃棄物の特定、管理、削減、および責任ある廃棄またはリサイクル

4-3. 化学物質管理

所在地の関連法令・規制に従って、人体や環境に対して有害な化学物質や廃棄物およびその他の物質を特定し、適切に管理します。

■ 管理の対象となる化学物質を特定し、表示、安全な取り扱い、移動、保管、使用、リサイクルまたは再利用、廃棄が確実に実施されるような仕組みを構築し、運用管理を行います。

■ 化学物質管理に関する所在地の関連法令・規制を遵守徹底します。

※ 日本国内における「関連法令・規制」には、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」、「毒物及び劇物取締法（毒劇法）」、「労働安全衛生法（安衛法）」、「消防法」、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）」などがあります。海外では、EU の「RoHS 指令」や「REACH 規則」などがあります。

RBA 行動規範 8.0	C-3. 有害物質
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	4-6. 化学物質管理
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅳ-2. 製造工程、製品およびサービスにおける、法令等で指定された化学物質の管理 Ⅳ-6. 廃棄物の特定、管理、削減、および責任ある廃棄またはリサイクル

4-4. 固形廃棄物

所在地の関連法令・規制に従って、廃棄物の適切な管理を行います。また、環境汚染防止と廃棄物削減に向けた自主的な削減目標を設定し、継続的な削減を行います。

- 廃棄物について、有害性の有無を含めた特定、分類、保管、移動、責任ある廃棄またはリサイクルに関する仕組みを構築し、運用管理を行います。
- 有害廃棄物や産業廃棄物の委託先処分業者・運搬業者が、契約条件に従った処理・対応を遂行しているかどうかを、定期的に監査・評価します。
- 固形廃棄物の継続的な削減に取り組むために、自主的な削減目標を設定するとともに計画を策定し、実行します。

RBA 行動規範 8.0	C-2. 汚染防止と資源保護　　C-4. 固形廃棄物
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	4-5. 資源の有効活用と廃棄物管理
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅳ-3. 排水・汚泥・排気の管理及び発生の削減 Ⅳ-6. 廃棄物の特定、管理、削減および責任ある廃棄またはリサイクル

4-5. 大気への排出

所在地の関連法令・規制に従って、人体や環境に対して有害な物質の大気への排出を削減するための適切な汚染防止対策を実施します。

- 排気の排出に先立ち、その内容特性を分析確認し、その結果に基づいて必要な管理や処理を施した後に排出します。
- 排気の排出制御システムおよび排気処理システムを構築し、日常的な監視を含め適切に運用し、最適な動作と規制の遵守を確保します。
- 排気から回収した有害物質の取り扱いについて、所在地の関連法令・規制に従って適切に管理・処理します。

※ 大気に排出されうる「有害な物質」には、揮発性有機化合物（VOCs）、エアロゾル、腐食性物質、微粒子、オゾン層破壊物質、燃焼の副生成物などがあります。また、健康被害に至らなくても、周辺住民の生活環境を悪化しうる臭気物質もこれに含まれます。

RBA 行動規範 8.0	C-2. 汚染防止と資源保護　　C-5. 大気への排出
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	4-3. 大気への排出
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅳ-3. 排水・汚泥・排気の管理及び発生の削減

4-6. 製品含有化学物質の管理

製品に含まれる、または製造工程で使用される特定の化学物質の使用禁止または制限に関して適用される、すべての法規制および顧客要求を遵守した化学物質管理を行います。

■ 製品含有化学物質の管理において、製品の製造国および仕向け国の関連法令・規制に従い、さらにartience グループの関連基準およびその先の顧客からの要求事項を遵守します。

■ サプライチェーンの川上企業として、川下企業に対して、製品に含まれる、または製造工程で使用される化学物質に関する必要な情報を提供します。

※ 「artience グループの関連基準」とは、「artience グループ含有禁止物質」リストおよび「artience グループ含有制限物質」リストを指します。

※ 「製品に含まれる」化学物質には、製造工程での反応生成物や、混入物、残留物なども含まれます。

RBA 行動規範 8.0	C-6. 資材の制限
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	4-7. 製品含有化学物質の管理
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅳ-2. 製造工程、製品およびサービスにおける、法令等で指定された化学物質の管理

4-7. 水の管理

所在地の関連法令・規制に従って、水の適正利用による水資源の保全に努めます。また、廃水の排出や漏洩対策において確実な管理を実施し、汚染水の排出や漏洩、ならびに土壌・地下水汚染が発生しないよう、最大限の汚染防止対策を講じます。

■ 事業に使用する水の水源、使用状況、排出状況を把握するとともに、節水と再利用に努めます。

■ 敷地内での水の汚染リスクを把握・特定し、敷地内水路および土壌・地下水の汚染防止を含めた水の管理を行います。

■ あらゆる廃水について、排出または廃棄に先立ち、その水質特性を分析確認し、その結果に基づいて必要な管理や処理を施した後に排出・廃棄します。

■ 廃水の排出制御システムおよび廃水処理システム、また緊急事態対応（汚水封じ込め）システムを構築し、日常的な監視を含め適切に運用し、最適な動作と規制の遵守を確保します。

RBA 行動規範 8.0	C-2. 汚染防止と資源保護　　C-7. 水の管理
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	4-4. 水の管理
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅳ-3. 排水・汚泥・排気の管理及び発生の削減 Ⅳ-4. 資源（エネルギー、水、原材料等）の持続可能で効率的な利用

4-8. エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減

気候変動への対策として、エネルギー効率の改善に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量の継続的な削減活動に取り組みます。

■ エネルギー効率の改善や温室効果ガス排出量の継続的な削減に取り組むために、自主的な削減目標を設定するとともに計画を策定し、実行します。

■ エネルギー消費量および温室効果ガス排出量を、施設や事業所の単位で追跡・記録し、文書化します。

■ エネルギー効率の改善および温室効果ガスの排出削減について、社会ならびに顧客の要請に応じて適時適切に情報公開します。

※ 「エネルギー効率の改善」とは、企業の活動量に対するエネルギー消費とスコープ 1（自らが燃料を使用するなどによる直接的な排出）およびスコープ 2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用に伴う間接的な排出）の温室効果ガスを最小化することを指します。

※ 「温室効果ガス」とは、気候変動枠組条約京都議定書（第二約束期間）で削減すべきと定義された 7 ガス、すなわち、二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF_6）、三フッ化窒素（NF_3）を指します。

RBA 行動規範 8.0	C-8. エネルギー消費および温室効果ガスの排出
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	4-2. エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅳ-4. 資源（エネルギー、水、原材料等）の持続可能で効率的な利用 Ⅳ-5. GHG（温室効果ガス）の排出量削減

4-9. 生物多様性の保全

自社の事業活動が及ぼす生態系への影響評価を行い、負の影響を最小化する取り組みを行います。

■ 事業所や生産拠点などの敷地内外の生態系リスクを把握・特定し、生物多様性の保全活動に取り組みます。

■ 森林や海洋、陸域淡水系、生物などに由来する天然資源を使用する事業においては、生態系への負の影響を最小化するよう努めます。

■ さまざまな環境課題の解決に資する製品・サービスの提供を通じて、生物多様性の保全に貢献します。

RBA 行動規範 8.0	—
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	—
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅳ-4. 資源（エネルギー、水、原材料等）の持続可能で効率的な利用 Ⅳ-7. 生物多様性に関する取組み

5. 倫理

あらゆるステークホルダーの信頼を得るべく、事業を展開する国・地域の法令・規制および国際行動規範を遵守することに加え、高い水準の倫理観に基づいて事業活動を行います。

RBA 行動規範 8.0	D. 倫理
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	5. 公正取引・倫理
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	V-1. 公正な企業活動に対する基本姿勢

5-1. 腐敗防止

あらゆる種類の贈収賄、腐敗行為、恐喝および横領などを行いません。

- 公務員等に対する直接的あるいは間接的なあらゆる種類の贈収賄、違法・不適切な政治献金、過度な贈答・接待、腐敗行為、恐喝および横領などを一切禁止する方針を掲げ、継続的に遵守します。
- 個人の利益と企業の利益が対立する状況において、企業の利益を損ね、個人的利益を享受するような利益相反行為を行いません。
- 腐敗防止の継続的な遵守のために、自社の役員および従業員に適切な周知・啓発・教育・研修を実施し、理解状況を定期的に確認します。

RBA 行動規範 8.0	D-1. ビジネスインテグリティ
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	5-1. 腐敗防止
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	V-2. 事業活動を行う国内外の現地行政や公務員との適切な関係の構築 V-3. 営業または購買活動等における、顧客や取引先等との不適切な利益の授受の防止 V-9. 利益相反行為の禁止

5-2. 不適切な利益供与および受領の禁止

不当もしくは不適切な利益を得るための手段としての約束、申し出、許可、供与または受領を行いません。

■ 不当もしくは不適切な利益や優遇の獲得・維持、あるいは損失の回避を目的とした、直接的もしくは間接的な金銭の授受、過度の接待・贈答、金品以外の有形・無形の価値あるものの供与や受領を行いません。

■ 顧客や取引先との業務を通じて入手した非公開の重要情報をもとに、インサイダー取引（当該会社株式などの売買など）を行いません。

※ 「インサイダー取引」は、非公開重要情報を第三者に有償もしくは無償で提供することを含みます。

RBA 行動規範 8.0	D-2. 不適切な利益の排除
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	5-2. 不適切な利益供与および受領の禁止
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅴ-3. 営業または購買活動等における、顧客や取引先等との不適切な利益の授受の防止 Ⅴ-8. インサイダー取引の禁止 Ⅶ-4. 機密情報の不正利用防止

5-3. 反社会的勢力への関与の禁止

反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切関与しません。

■ 反社会的勢力および反社会的な活動との関係を一切持ちません。また、反社会的勢力からの不当な要求には一切妥協しません。

■ 反社会的勢力との取引を行いません。既に取引を行っている組織が反社会的勢力だった場合、速やかに取引を終了します。

※ 「反社会的勢力」とは、暴力や脅迫、詐欺などの犯罪行為によって利益を追求するなど、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な社会・経済活動を阻害する組織および個人を指します。

RBA 行動規範 8.0	—
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	—
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅴ-5. 反社会的勢力・団体との関係排除

5-4. 情報開示

法令などで開示を義務付けられているか否かを問わず、ステークホルダーに対して適切に情報を開示します。

■ 自社の開示すべき情報を、適用される法規制および一般的な事業慣行に則って開示します。

■ 開示情報に関連する記録の改ざんや虚偽表示、虚偽の情報開示を行いません。

※ 「自社の開示すべき情報」には、事業活動の内容、財務状況、業績、ESG（環境・社会・ガバナンス）情報、リスク情報、サプライチェーンに関する情報などが挙げられます。

RBA 行動規範 8.0	D-3. 情報の開示
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	5-3. 適切な情報開示　　E. 取り組み状況の開示
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅰ-5. CSR に関わる社内外への情報発信

5-5. 知的財産権の尊重

自社の知的財産を保護するとともに、他者の知的財産権を尊重し侵害しないよう努めます。

■ 顧客やサプライヤーを含む他者の知的財産権を侵害しません。

■ 製品・サービスの開発・生産・販売・提供などを行う際、他者の知的財産権の侵害を回避するための合理的な範囲の事前調査を行います。

■ 刊行物やコンテンツ、コンピュータソフトウェアその他の著作物の違法な利用・複製などによる著作権侵害行為を行いません。

■ 他者の機密情報を違法な手段で取得、使用しません。

※ 「知的財産権」には、法令に定められた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権などがありますが、営業秘密や技術上のノウハウなどの機密情報なども知的財産として扱われます。

RBA 行動規範 8.0	D-4. 知的財産
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	5-4. 知的財産の尊重
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅴ-6. 第三者の知的財産の無断使用や著作物の違法複製防止 Ⅶ-4. 機密情報の不正利用防止

5-6. 公正な事業活動

公正・透明・自由な競争を阻害する行為を行いません。

■ 所在地の関連法令・規制および国際行動規範や業界ルールを遵守した公正な事業、広告、競争を行います。

■ カルテルや入札談合、差別対価、不当廉売、不当高価購入などの不公正な取引およびその他の競争阻害行為を行いません。

■ 製品・サービスに関するカタログなどの表示および広告宣伝において、事実と異なる表現、消費者や顧客に内容を誤認させる表示、他者の誹謗中傷や権利侵害などを行いません。

※ 「カルテル」とは、同業他社との間で、製品・サービスの価格・量・販売地域などについて申し合わせを行うことを指します。

※ 「入札談合」とは、他の入札者との間で、落札者や落札価格の取り決めを行うことを指します。

※ 「差別対価」とは、競争相手を不当に排除することを目的として、特定の販売地域や顧客に対して安価で製品・サービスを供給することを指します。

RBA 行動規範 8.0	D-5. 公正なビジネス、広告、および競争
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	5-5. 公正なビジネスの遂行
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅴ-4. 営業活動等における、競争法違反の防止

5-7. 優越的地位の濫用の禁止

ビジネスにおける優越的地位を濫用することにより、取引先に不利益を与える行為を行いません。

■ 購買や業務委託においては、所在地の関連法令・規制を遵守し、契約などに基づき誠実かつ公平・公正な取引を行います。

■ 購入者や委託者という立場を利用して、購入先や委託先との取引条件を一方的に決定・変更したり、不合理な要求や義務を課したりすることを行いません。

RBA 行動規範 8.0	—
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	—
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅴ-4. 営業活動等における、競争法違反の防止

5-8. 内部通報制度の整備と通報者の保護

自社およびサプライチェーン上の法令違反、不正行為、取引に関する重要なリスク、コンプライアンス上の問題やその恐れのある行為を予防、もしくは早期に発見する内部通報制度を整備・運用するとともに、内部通報の情報機密性を確保し、通報者に対する報復を排除します。

- 自社および取引先の従業員を含むさまざまなステークホルダーからの苦情や内部告発を受理する相談・通報窓口を設置します。
- 通報者が報復の恐れなしに懸念を提起できるように、相談・通報された事案に対して、通報された情報の機密性と通報者の匿名性を確保します。
- 通報者が通報したことを理由に、自社を含む組織や個人から報復や不利益な扱いを受けることから保護します。
- 内部通報制度の有効性の確保および向上を目的として、ステークホルダーに対する理解度の確認や意識調査、社内外からの提案に基づく継続的かつ開かれた改善活動を行います。

※ 「内部通報」とは、自社の役員もしくは従業員、またはサプライチェーンにおいて生じた不法・不正・不適切な行為について、自社もしくはサプライヤーなどの業務関係者が通報することを指します。

※ 「不利益な扱い」とは、ハラスメントや嫌がらせ、誹謗中傷を含む通報者の就業環境を害する行為、不当な人事考課・報酬の控除・解雇・配置転換などの労働条件の変更を指します。

RBA 行動規範 8.0	D-6. 身元の保護と報復の禁止	
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	5-6. 通報者の保護	D. 苦情処理メカニズムの整備
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅰ-4. 内部通報制度の構築	Ⅴ-7. 社外からの苦情や相談窓口

5-9. 責任ある鉱物調達と人権侵害への加担の回避

人権侵害への加担およびその可能性を排除するために、紛争鉱物や紛争鉱物由来の原材料の使用を回避するとともに、製品に当該鉱物が含まれることのないように確認します。また、人権侵害や犯罪への関与が特定される原材料や製品・サービスの使用を回避するよう努めます。

- 責任ある鉱物調達に関する自社方針を策定し、原材料および製品・サービスの調達活動において遵守します。
- 製品に含まれる鉱物が、紛争鉱物に該当しないことについて合理的かつ継続的にデュー・ディリジェンスを実施します。
- 紛争鉱物に限らず、人権侵害をはじめ犯罪行為への関与が懸念される原材料および製品・サービスの調達については、適切に調査し対処します。
- 紛争鉱物に関するデュー・ディリジェンスの結果を、顧客の要望に応じて適切に開示します。

※　「紛争鉱物」とは、OECD が定義する紛争の影響を受けた地域とリスクの高い地域において、人権侵害、環境破壊、汚職、紛争などを引き起こす不当な手段で採掘され、それらに加担する集団・勢力の直接的または間接的な資金源となっている鉱物を指し、具体的には、2013 年施行の米国ドット・フランク法で対象に指定された 3TG（錫・タングステン・タンタル・金）および 2021 年発表の EMRT（拡張鉱物報告テンプレート）で取り上げられているコバルトおよびマイカ（天然雲母）を指します。

RBA 行動規範 8.0	D-7. 責任ある鉱物調達
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	5-7. 責任ある鉱物調達
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅱ-3. 人権侵害の加担（助長）の回避 Ⅷ-2. 紛争や犯罪への関与の無い原材料の使用（紛争鉱物への取組み）

5-10. 地域住民等への権利侵害の禁止

地域住民や先住民族に対して、不当な立ち退き要請や生活環境の著しい破壊などの権利侵害を行いません。

- 自社の意思決定や事業活動または製品・サービスが、消費者や地域住民の人権を直接的もしくは間接的に侵害することがないように十分に配慮します。
- 事業活動のために土地を取得または利用する際は、現地の法令・規制を遵守するとともに、事業活動によって影響を受ける可能性のある地域住民や先住民族の理解を得るよう努めます。
- 地域住民や先住民族の理解を得る際には、彼らの自由意思による、事前かつ十分な情報に基づいた同意を求めるものとします。
- 地域住民や先住民族の生活を尊重し、彼らの生活環境を悪化・破壊しないよう、適切な対策を実施します。

RBA 行動規範 8.0	**－**
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	**－**
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅱ-2. 人権の尊重と差別の禁止　Ⅱ-3. 人権侵害の加担（助長）の回避 Ⅱ-4. 先住民の生活および地域社会の尊重　Ⅸ-1. 地域社会への負の影響を減らす取組み

6. 品質・安全性

提供する製品・サービスの品質ならびに安全性を優先的に確保し、品質マネジメントシステムによる継続的な品質向上・改善に取り組むとともに、購入者に向けて正確な情報を提供します。

RBA 行動規範 8.0	**ー**
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	6. 品質・安全性
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅵ-1. 製品・サービスの品質・安全性に対する基本姿勢

6-1. 製品の安全性の確保

製品・サービスが販売地の関連法令などで定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる設計・製造・販売を行うことで、供給者としての責任を果たします。

- 製品安全性を十分確保できる設計を行い、製造者としての責任を果たします。
- 製品・サービスの安全性については、法令遵守はもとより、社会通念上求められる安全性についても配慮します。
- 製品・サービスの安全性確保のために、トレーサビリティ（材料・部品・工程などの履歴）などの管理、および問題解決に向けた迅速な対応を図ります。

RBA 行動規範 8.0	**ー**
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	6-1. 製品の安全性の確保
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅵ-2. 製品・サービスの品質・安全性の確保 Ⅵ-3. 製品・サービスの事故や不良品流通の発生時の適切な対応

6-2. 品質管理

製品・サービスの品質管理を確実化すべく、品質マネジメントシステムを構築し、運用します。

- 品質に関する法令・規制の遵守のみならず、自社の品質基準および顧客要求事項を遵守・充足します。
- 品質マネジメントシステムの構築に取り組むとともに、ISO 9001 などの品質マネジメントシステムに関する第三者認証の取得に努めます。

RBA 行動規範 8.0	**ー**
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	6-2. 品質管理
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅵ-2. 製品・サービスの品質・安全性の確保

6-3. 正確な製品・サービス情報の提供

製品・サービスに関する正確で誤解を与えない情報を提供します。

- 購入者に対して、製品・サービスの仕様・品質保証・取扱方法などに関する正確な情報を提供します。
- 所在地の関連法令・規制に従って、製品に含有されている化学物質などの情報を、購入者に適正に報告します。
- 虚偽の情報や改ざんされた情報を提供しません。また、製品の品質維持に重大な影響を与える事象が発覚した場合は、速やかに購入者に報告します。

RBA 行動規範 8.0	**ー**
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	6-3. 正確な製品・サービス情報の提供
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	VI-1. 製品・サービスの品質・安全性に対する基本姿勢 VI-2. 製品・サービスの品質・安全性の確保

6-4. 品質・安全性に問題が生じた際の対応

供給した後の製品・サービスに対して、事故や品質不良などの事態が発生もしくは発生する可能性が十分に高いと判断された際に、適切な対応を講じます。

- 供給した製品に起因する事故や不良品流通が発生した場合の、購入者ならびに所管する行政窓口などへの報告を含む適切な対応や原因究明、再発防止などのための体制を整備します。
- 製品・サービスの品質・安全性の問題が消費者などサプライチェーンの川下にまで悪影響を与えると想定される場合、被害を最小限に抑えるための適切な情報開示を行います。

RBA 行動規範 8.0	**ー**
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	6-1. 製品の安全性の確保
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	VI-1. 製品・サービスの品質・安全性に対する基本姿勢 VI-3. 製品・サービスの事故や不良品流通の発生時の適切な対応

7. 情報セキュリティ

事業活動を通じて得た情報を適切に管理・保護するとともに、サイバー攻撃などの脅威に対する防御策を講じます。

※　「サイバー攻撃などの脅威」とは、コンピュータウイルスやワーム、スパイウェアなどを用いた、情報の漏洩や改ざん、情報の破壊や暗号化、情報システムの停止などの被害が発生することなどを指します。

RBA 行動規範 8.0	**ー**
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	7. 情報セキュリティ
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅶ-1. 情報セキュリティに対する基本姿勢

7-1. サイバー攻撃に対する防御

サイバー攻撃などに対する適切かつ妥当な防御策を講じ、自社および他者に被害を与えないように管理します。

■　想定されるサイバー攻撃に対して、適切で妥当な防御策と、攻撃を受けた場合に迅速に復旧するための計画を策定します。

■　役員や従業員に向けて、サイバー攻撃に対する防御に関する教育・研修を実施し意識向上を図ることで、自社内での被害の発現および他者への被害拡大の抑止に努めます。

RBA 行動規範 8.0	**ー**
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	7-1. サイバー攻撃に対する防御
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅶ-2. コンピュータ・ネットワークへの攻撃に対する防御

7-2. 個人情報の保護

事業を展開する国・地域の関連法令・規制に従って、すべての個人情報を適切に管理・保護します。

■　取引先、顧客、消費者および従業員など、企業活動に関わる者全員の個人情報の保護に取り組みます。

■　個人情報の収集、保存、処理、移転、共有および消去について、プライバシーおよび情報セキュリティに関する法令・規制に準拠して実行します。

RBA 行動規範 8.0	D-8. プライバシー
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	7-2. 個人情報の保護
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅶ-3. 個人データおよびプライバシー保護

7-3. 機密情報の漏洩防止

自社のみならず、顧客や第三者などから受領した機密情報を、適切に保護・管理します。

- 自社および取引先、顧客、消費者、従業員などから受領した情報は、その重要度に応じて機密情報と位置付け、適正厳重に管理・保護します。
- 役員や従業員に向けて、定期的に情報セキュリティ教育を実施し、社内の情報漏洩防止に対する意識向上を図ります。
- 情報セキュリティ問題が発生した場合に備え、対応体制や手順を策定します。

RBA 行動規範 8.0	―
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	7-3. 機密情報の漏洩防止
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅶ-4. 機密情報の不正利用防止

8. 事業継続計画

自然災害・事故・不測の事態などが発生し自社またはサプライヤー・業務委託先が被災した場合に備え、速やかに事業を復旧し自社の供給責任を果たせるようにするための事業継続計画を策定します。

※　「事業継続計画」には、サプライチェーンを遡った原材料供給元の調査や、同業他社との連携による生産補完、複数購買や在庫管理などの、製品安定供給に向けた対策が含まれます。

RBA 行動規範 8.0	―
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	8. 事業継続計画　　8-1. 事業継続計画の策定と準備
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅰ-3. 事業継続計画（BCP）体制の構築

9. 地域社会との共生

世界各国・地域の歴史、文化、伝統、慣習や宗教を尊重するとともに、事業を展開する国・地域の住民と積極的にコミュニケーションを図り、地域社会の発展と持続可能性の向上に貢献します。

RBA 行動規範 8.0	―
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	―
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅱ-4. 先住民の生活および地域社会の尊重 Ⅲ-9. 操業する国や地域の宗教的な伝統や慣習の尊重 Ⅸ-1. 地域社会への負の影響を減らす取組み Ⅸ-2. 持続可能な発展に向けた地域社会との取組み

10. マネジメントシステム

本ガイドラインの内容、すなわちサステナブルサプライチェーンを実現するにあたって求められる事項に関するマネジメントシステムを構築し、運用します。これは、自社の業務および製品についての関連法令・規制および顧客要求事項の遵守、本ガイドラインへの適合、本ガイドラインに関連した運用リスクの特定と軽減を確保するものです。

RBA 行動規範 8.0	E. マネジメントシステム
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	A. マネジメントシステムの構築
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅰ-1. CSR 推進体制の構築　　Ⅰ-2. 内部統制の構築

10-1. マネジメントシステムの構築

自社の社会的責任および環境的責任に基づいて、以下各項の要件を含むマネジメントシステムを構築・運用します。

- **〔企業のコミットメント〕** 自社の社会的・環境的責任に関するコミットメントを策定、経営層（取締役会）の承認を受け、従業員の母国語もしくは従業員本人が十分理解できる言語で施設内に掲示します。

- **〔経営者の説明責任と責任〕** 社会的・環境的責任に関するマネジメントシステムおよび関連する施策を確実に実行するために、担当する役員と実務の責任者を設置します。経営層はマネジメントシステムの運用状況について、定期的なレビューを実施します。

- **〔法的要件および顧客要求事項〕** 社会的・環境的責任に適用される法令・規制等および顧客要求事項を特定し、遵守状況を監視する仕組みを構築し、運用します。

- **〔リスク評価とリスク管理〕** 社会的・環境的責任に関するリスクを特定・評価・管理する仕組みを構築します。この仕組みにより、各リスクの相対的重要性を判断し、適切な方法で管理および具体的な対応策を実施します。

- **〔改善目標〕** 社会的・環境的責任に関する改善目標や実施計画を明文化します。また、それら目標の達成状況や実施計画の進捗状況を定期的に評価します。

- **〔トレーニング〕** 社会的・環境的責任に関する方針や取り組みを実施し、改善目標を達成するために、従業員に向けて教育・訓練を実施します。

- **〔コミュニケーション〕** 社会的・環境的責任に関する方針や取り組み、期待および業績に関する正確な情報を、従業員やサプライヤー、ならびにお客様に伝達するための適切なコミュニケーション活動（情報開示）を実施します。

- **〔従業員のフィードバック、参加、苦情〕** 社会的・環境的責任に関する継続的な改善のための、従業員が活動に参加する仕組み、および、従業員が報復や仕返しを恐れることなくフィードバックや苦情を提供できる相談・通報システムを設置・運用します。

- **〔監査と評価〕** 社会的・環境的責任に関する法令・規制や顧客要求事項との適合性を確保するための、定期的な自己評価・監査および内部統制プロセスを構築します。

- **〔是正措置プロセス〕** 社内外の評価、点検、調査および審査によって特定された不備や不適合事項を是正する仕組みを構築します。

■ **〔文書化と記録〕** 法令・規制の遵守および自社の管理要件への適合についての文書と記録を作成し、適切に保存します（ただし、個人情報や機密情報については適切な機密性を確保します）。

■ **〔サプライヤーの責任〕** 自社の社会的・環境的責任に関する要求事項をサプライヤーに伝達し、サプライヤーの遵守状況を確認できる仕組みを構築します。

RBA 行動規範 8.0	E. マネジメントシステム　E-1. 企業のコミットメント E-2. 経営者の説明責任と責任　E-3. 法的要件および顧客の要件 E-4. リスク評価とリスク管理　E-5. 改善目標 E-6. トレーニング　E-7. コミュニケーション E-8. 労働者／ステークホルダーの関与と救済へのアクセス E-9. 監査と評価　E-10. 是正措置プロセス E-11. 文書化と記録　E-12. サプライヤーの責任
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	A. マネジメントシステムの構築
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅰ-1. CSR 推進体制の構築　Ⅰ-2. 内部統制の構築 Ⅱ-1. 人権に対する基本姿勢　Ⅲ-1. 労働慣行に対する基本姿勢 Ⅳ-1. 環境への取組みに対する基本姿勢　Ⅴ-1. 公正な企業活動に対する基本姿勢 Ⅵ-1. 製品・サービスの品質・安全性に対する基本姿勢 Ⅶ-1. 情報セキュリティに対する基本姿勢　Ⅷ-1. サプライチェーンに関する基本姿勢

10-2. サプライヤー・業務委託先の管理

本ガイドラインまたは自社が制定・採用する同様の行動規範の要求事項を、サプライヤーおよび業務委託先に伝達するとともに、その遵守状況をモニタリングし、必要に応じて調査や改善を求めるプロセスの構築に努めます。

■ サステナブル調達を達成するために必要な事項を、サプライヤーおよび業務委託先に確実に伝達する仕組みを整備します。

■ 適切なサステナブル調達が遂行されるよう、サプライヤーと購入者が情報を共有し、必要に応じて協議のうえ調査や改善を実施する仕組みを整備します。

RBA 行動規範 8.0	E-12. サプライヤーの責任
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	B. サプライヤーの管理
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	Ⅷ-1. サプライチェーンに対する基本姿勢

10-3. 適切な輸出入管理

輸出入に関する国際合意や輸出国・輸入国の関連法令・規制などにより規制される技術や物品に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出入手続きを行います。

- 輸出入に関する国際合意や法令・規制を調査・理解し、遵守します。
- 輸出入に関する規制の対象となっている技術や物品について、適切な輸出入手続きを着実に実施します。
- 自社内に輸出入に関する管理体制を整備します。

RBA 行動規範 8.0	―
JEITA 責任ある企業行動 GL1.1	C. 適切な輸出入管理
GCNJ CSR 調達 SAQ 1.2	―

ガイドライン項目対照表

本対照表は、国内・海外で広く適用されている CSR 行動基準やガイドライン等と「artience グループ サステナブルサプライチェーンガイドライン 2.0」の各項目の対照状況を示しています。

RBA 行動規範 バージョン 8.0 との項目対照表

RBA 行動規範 8.0	サステナブルサプライチェーンガイドライン 2.0
序文	1. 法令遵守・国際規範の尊重
A. 労働	2. 人権・労働
A-1. 強制労働の禁止	2-1. 強制労働の禁止、雇用の自由選択
A-2. 若年労働者	2-2. 児童労働の禁止、若年労働者への配慮
A-3. 労働時間	2-3. 労働時間の管理
A-4. 賃金および福利厚生	2-4. 適切な賃金と手当
A-5. 差別の排除／ハラスメントの禁止／人道的待遇	2-5. 非人道的な処遇の禁止 2-6. 差別の禁止
A-6. 結社の自由および団体交渉	2-7. 結社の自由、団体交渉権
B. 安全衛生	3. 安全衛生
B-1. 労働安全衛生	3-1. 職務上の安全
B-2. 緊急時への備え	3-2. 緊急時への備え
B-3. 労働災害および疾病	3-3. 労働災害、労働疾病
B-4. 産業衛生	3-4. 産業衛生 3-9. 労働者の健康管理
B-5. 身体に負荷のかかる作業	3-5. 身体的負荷のかかる作業
B-6. 機械の安全対策	3-6. 機械装置の安全対策
B-7. 衛生設備、食事、および住居	3-7. 施設の安全衛生
B-8. 安全衛生に関する連絡	3-8. 安全衛生のコミュニケーション
C. 環境	4. 環境
C-1. 環境許可と報告	4-1. 環境許可と報告
C-2. 汚染防止と資源保護	4-2. 資源の有効活用 4-4. 固形廃棄物 4-5. 大気への排出 4-7. 水の管理
C-3. 有害物質	4-3. 化学物質管理
C-4. 固形廃棄物	4-4. 固形廃棄物
C-5. 大気への排出	4-5. 大気への排出
C-6. 資材の制限	4-6. 製品含有化学物質の管理
C-7. 水の管理	4-7. 水の管理
C-8. エネルギー消費および温室効果ガスの排出	4-8. エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減

RBA 行動規範 8.0	サステナブルサプライチェーンガイドライン 2.0
D. 倫理	5. 倫理
D-1. ビジネスインテグリティ	5-1. 腐敗防止
D-2. 不適切な利益の排除	5-2. 不適切な利益供与および受領の禁止
D-3. 情報の開示	5-4. 情報開示
D-4. 知的財産	5-5. 知的財産権の尊重
D-5. 公正なビジネス、広告、および競争	5-6. 公正な事業活動
D-6. 身元の保護と報復の禁止	5-8. 内部通報制度の整備と通報者の保護
D-7. 責任ある鉱物調達	5-9. 責任ある鉱物調達と人権侵害への加担の回避
D-8. プライバシー	7-2. 個人情報の保護
E. マネジメントシステム	10. マネジメントシステム 10-1. マネジメントシステムの構築
E-1. 企業のコミットメント	10-1. マネジメントシステムの構築
E-2. 経営者の説明責任と責任	10-1. マネジメントシステムの構築
E-3. 法的要件および顧客の要件	10-1. マネジメントシステムの構築
E-4. リスク評価とリスク管理	10-1. マネジメントシステムの構築
E-5. 改善目標	10-1. マネジメントシステムの構築
E-6. トレーニング	10-1. マネジメントシステムの構築
E-7. コミュニケーション	10-1. マネジメントシステムの構築
E-8. 労働者／ステークホルダーの関与と救済へのアクセス	2-5. 非人道的な処遇の禁止 10-1. マネジメントシステムの構築
E-9. 監査と評価	10-1. マネジメントシステムの構築
E-10. 是正措置プロセス	10-1. マネジメントシステムの構築
E-11. 文書化と記録	10-1. マネジメントシステムの構築
E-12. サプライヤーの責任	10-1. マネジメントシステムの構築 10-2. サプライヤー・業務委託先の管理

※ artience グループ　サステナブルサプライチェーンガイドライン 2.0 に記載の以下の項目は、RBA 行動規範 バージョン 8.0 には対応する項目がありません。4-9. 生物多様性の保全、5-3. 反社会的勢力への関与の禁止、5-7. 優越的地位の濫用の禁止、5-10. 地域住民等への権利侵害の禁止、6. 品質・安全性、6-1. 製品の安全性の確保、6-2. 品質管理、6-3. 正確な製品・サービス情報の提供、6-4. 品質・安全性に問題が生じた際の対応、7. 情報セキュリティ、7-1. サイバー攻撃に対する防御、7-3. 機密情報の漏洩防止、8. 事業継続計画、9. 地域社会との共生、10-3. 適切な輸出入管理。

JEITA 責任ある企業行動ガイドライン バージョン 1.1 との項目対照表

JEITA 責任ある企業行動ガイドライン 1.1	サステナブルサプライチェーンガイドライン 2.0
1. 法令遵守・国際規範の尊重	1. 法令遵守・国際規範の尊重
2. 人権・労働	2. 人権・労働
2-1. 強制的な労働の禁止	2-1. 強制労働の禁止、雇用の自由選択
2-2. 児童労働の禁止、若年労働者への配慮	2-2. 児童労働の禁止、若年労働者への配慮
2-3. 労働時間への配慮	2-3. 労働時間の管理
2-4. 適切な賃金と手当	2-4. 適切な賃金と手当
2-5. 非人道的な扱いの禁止	2-5. 非人道的な処遇の禁止
2-6. 差別の禁止	2-6. 差別の禁止
2-7. 結社の自由、団体交渉権	2-7. 結社の自由、団体交渉権
3. 安全衛生	3. 安全衛生
3-1. 労働安全	3-1. 職務上の安全
3-2. 緊急時への備え	3-2. 緊急時への備え
3-3. 労働災害・労働疾病	3-3. 労働災害、労働疾病
3-4. 産業衛生	3-4. 産業衛生
3-5. 身体的負荷のかかる作業への配慮	3-5. 身体的負荷のかかる作業
3-6. 機械装置の安全対策	3-6. 機械装置の安全対策
3-7. 施設の安全衛生	3-7. 施設の安全衛生
3-8. 安全衛生のコミュニケーション	3-8. 安全衛生のコミュニケーション
3-9. 労働者の健康管理	3-9. 労働者の健康管理
4. 環境	4. 環境
4-1. 環境許可と報告	4-1. 環境許可と報告
4-2. エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減	4-8. エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減
4-3. 大気への排出	4-5. 大気への排出
4-4. 水の管理	4-7. 水の管理
4-5. 資源の有効活用と廃棄物管理	4-2. 資源の有効活用 4-4. 固形廃棄物
4-6. 化学物質管理	4-3. 化学物質管理
4-7. 製品含有化学物質の管理	4-6. 製品含有化学物質の管理

JEITA 責任ある企業行動ガイドライン 1.1	サステナブルサプライチェーンガイドライン 2.0
5. 公正取引・倫理	5. 倫理
5-1. 腐敗防止	5-1. 腐敗防止
5-2. 不適切な利益供与および受領の禁止	5-2. 不適切な利益供与および受領の禁止
5-3. 適切な情報開示	5-4. 情報開示
5-4. 知的財産の尊重	5-5. 知的財産権の尊重
5-5. 公正なビジネスの遂行	5-6. 公正な事業活動
5-6. 通報者の保護	5-8. 内部通報制度の整備と通報者の保護
5-7. 責任ある鉱物調達	5-9. 責任ある鉱物調達と人権侵害への加担の回避
6. 品質・安全性	6. 品質・安全性
6-1. 製品の安全性の確保	6-1. 製品の安全性の確保 6-4. 品質・安全性に問題が生じた際の対応
6-2. 品質管理	6-2. 品質管理
6-3. 正確な製品・サービス情報の提供	6-3. 正確な製品・サービス情報の提供
7. 情報セキュリティ	7. 情報セキュリティ
7-1. サイバー攻撃に対する防御	7-1. サイバー攻撃に対する防御
7-2. 個人情報の保護	7-2. 個人情報の保護
7-3. 機密情報の漏洩防止	7-3. 機密情報の漏洩防止
8. 事業継続計画	8. 事業継続計画
8-1. 事業継続計画の策定と準備	8. 事業継続計画
A. マネジメントシステムの構築	10. マネジメントシステム 10-1. マネジメントシステムの構築
B. サプライヤーの管理	10-2. サプライヤー・業務委託先の管理
C. 適切な輸出入管理	10-3. 適切な輸出入管理
D. 苦情処理メカニズムの整備	5-8. 内部通報制度の整備と通報者の保護
E. 取り組み状況の開示	5-4. 情報開示

※ artience グループ　サステナブルサプライチェーンガイドライン 2.0 に記載の以下の項目は、JEITA 責任ある企業行動ガイドライン バージョン 1.1 には対応する項目がありません。4-9. 生物多様性の保全、5-3. 反社会的勢力への関与の禁止、5-7. 優越的地位の濫用の禁止、5-10. 地域住民等への権利侵害の禁止、9. 地域社会との共生。

GCNJ CSR 調達セルフ・アセスメント質問票 バージョン 1.2 との項目対照表

GCNJ CSR 調達セルフ・アセスメント質問票 1.2	サステナブルサプライチェーンガイドライン 2.0
Ⅰ-1. CSR 推進体制の構築	10. マネジメントシステム 10-1. マネジメントシステムの構築
Ⅰ-2. 内部統制の構築	10. マネジメントシステム 10-1. マネジメントシステムの構築
Ⅰ-3. 事業継続計画（BCP）体制の構築	8. 事業継続計画
Ⅰ-4. 内部通報制度の構築	5-8. 内部通報制度の整備と通報者の保護
Ⅰ-5. CSR に関わる社内外への情報発信	5-4. 情報開示
Ⅱ-1. 人権に対する基本姿勢	1. 法令遵守・国際規範の尊重 2. 人権・労働 10-1. マネジメントシステムの構築
Ⅱ-2. 人権の尊重と差別の禁止	2-6. 差別の禁止 5-10. 地域住民等への権利侵害の禁止
Ⅱ-3. 人権侵害の加担（助長）の回避	5-9. 責任ある鉱物調達と人権侵害への加担の回避 5-10. 地域住民等への権利侵害の禁止
Ⅱ-4. 先住民の生活および地域社会の尊重	5-10. 地域住民等への権利侵害の禁止 9. 地域社会との共生
Ⅲ-1. 労働に対する基本姿勢	1. 法令遵守・国際規範の尊重 2. 人権・労働 10-1. マネジメントシステムの構築
Ⅲ-2. 雇用における差別の禁止	2-6. 差別の禁止
Ⅲ-3. 人材育成やキャリアアップ等に関する従業員への平等な機会提供	2-6. 差別の禁止
Ⅲ-4. 非人道的な扱いの禁止	2-5. 非人道的な処遇の禁止
Ⅲ-5. 適正な賃金の支払い	2-4. 適切な賃金と手当
Ⅲ-6. 労働時間、休暇・有給休暇等の公正な適用	2-3. 労働時間の管理
Ⅲ-7. 強制労働の禁止	2-1. 強制労働の禁止、雇用の自由選択
Ⅲ-8. 児童労働の禁止	2-2. 児童労働の禁止、若年労働者への配慮
Ⅲ-9. 操業する国や地域の宗教的な伝統や慣習の尊重	2-6. 差別の禁止 9. 地域社会との共生
Ⅲ-10. 結社の自由と団体交渉の権利の認識と尊重	2-7. 結社の自由、団体交渉権
Ⅲ-11. 従業員の安全衛生、健康についての適切な管理	3. 安全衛生 3-1. 職務上の安全 3-2. 緊急時への備え 3-3. 労働災害、労働疾病 3-4. 産業衛生 3-5. 身体的負荷のかかる作業 3-6. 機械装置の安全対策 3-7. 施設の安全衛生 3-8. 安全衛生のコミュニケーション 3-9. 労働者の健康管理

GCNJ CSR 調達セルフ・アセスメント質問票 1.2	サステナブルサプライチェーンガイドライン 2.0
Ⅳ-1. 環境への取組みに対する基本姿勢	1. 法令遵守・国際規範の尊重 4. 環境 4-1. 環境許可と報告 10-1. マネジメントシステムの構築
Ⅳ-2. 製造工程、製品およびサービスにおける、法令等で指定された化学物質の管理	4-3. 化学物質管理 4-6. 製品含有化学物質の管理
Ⅳ-3. 排水・汚泥・排気の管理及び発生の削減	4-4. 固形廃棄物 4-5. 大気への排出 4-7. 水の管理
Ⅳ-4. 資源（エネルギー、水、原材料等）の持続可能で効率的な利用	4-2. 資源の有効活用 4-7. 水の管理 4-8. エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減 4-9. 生物多様性の保全
Ⅳ-5. GHG（温室効果ガス）の排出量削減	4-8. エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減
Ⅳ-6. 廃棄物の特定、管理、削減、および責任ある廃棄またはリサイクル	4-2. 資源の有効活用 4-3. 化学物質管理 4-4. 固形廃棄物
Ⅳ-7. 生物多様性に関する取組み	4-9. 生物多様性の保全
Ⅴ-1. 公正な企業活動に対する基本姿勢	1. 法令遵守・国際規範の尊重 5. 倫理 10-1. マネジメントシステムの構築
Ⅴ-2. 事業活動を行う国内外の現地行政や公務員との適切な関係の構築	5-1. 腐敗防止
Ⅴ-3. 営業または購買活動等における、顧客や取引先等との不適切な利益の授受の防止	5-1. 腐敗防止 5-2. 不適切な利益供与および受領の禁止
Ⅴ-4. 営業活動等における、競争法違反の防止	5-6. 公正な事業活動 5-7. 優越的地位の濫用の禁止
Ⅴ-5. 反社会的勢力・団体との関係排除	5-3. 反社会的勢力への関与の禁止
Ⅴ-6. 第三者の知的財産の無断使用や著作物の違法複製防止	5-5. 知的財産権の尊重
Ⅴ-7. 社外からの苦情や相談窓口	2-5. 非人道的な処遇の禁止 5-8. 内部通報制度の整備と通報者の保護
Ⅴ-8. インサイダー取引の禁止	5-2. 不適切な利益供与および受領の禁止
Ⅴ-9. 利益相反行為の禁止	5-1. 腐敗防止

GCNJ CSR 調達セルフ・アセスメント質問票 1.2	サステナブルサプライチェーンガイドライン 2.0
Ⅵ-1. 製品・サービスの品質・安全性に対する基本姿勢	1. 法令遵守・国際規範の尊重 6. 品質・安全性 6-3. 正確な製品・サービス情報の提供 6-4. 品質・安全性に問題が生じた際の対応 10-1. マネジメントシステムの構築
Ⅵ-2. 製品・サービスの品質・安全性の確保	6-1. 製品の安全性の確保 6-2. 品質管理 6-3. 正確な製品・サービス情報の提供
Ⅵ-3. 製品・サービスの事故や不良品流通の発生時の適切な対応	6-1. 製品の安全性の確保 6-4. 品質・安全性に問題が生じた際の対応
Ⅶ-1. 情報セキュリティに対する基本姿勢	1. 法令遵守・国際規範の尊重 7. 情報セキュリティ 10-1. マネジメントシステムの構築
Ⅶ-2. コンピュータ・ネットワークへの攻撃に対する防御	7-1. サイバー攻撃に対する防御
Ⅶ-3. 個人データおよびプライバシー保護	7-2. 個人情報の保護
Ⅶ-4. 機密情報の不正利用防止	5-2. 不適切な利益供与および受領の禁止 5-5. 知的財産権の尊重 7-3. 機密情報の漏洩防止
Ⅷ-1. サプライチェーンに対する基本姿勢	1. 法令遵守・国際規範の尊重 10-1. マネジメントシステムの構築 10-2. サプライヤー・業務委託先の管理
Ⅷ-2. 紛争や犯罪への関与の無い原材料の使用（紛争鉱物への取組み）	5-9. 責任ある鉱物調達と人権侵害への加担の回避
Ⅸ-1. 地域社会への負の影響を減らす取組み	5-10. 地域住民等への権利侵害の禁止 9. 地域社会との共生
Ⅸ-2. 持続可能な発展に向けた地域社会との取組み	9. 地域社会との共生

※ artience グループ　サステナブルサプライチェーンガイドライン 2.0 に記載の以下の項目は、GCNJ CSR 調達セルフ・アセスメント質問票バージョン 1.2 には対応する項目がありません。10-3. 適切な輸出入管理。

サステナブルサプライチェーン確認書（ver.2.0）

artience グループ（以下、当社グループ）は、「artience グループ サステナブルサプライチェーンガイドライン」（以下、本ガイドライン）を受け取られたすべてのお取引先様に向けて、お取引先様の CSR 活動状況に基づいた本ガイドラインへのご同意状況を確認する「確認書」へのご署名をお願いしております。

このご署名は、お取引先様に対して本ガイドラインのすべての項目に対する完全なる遵守を直ちに求めるものではありません。また、本確認書におけるお取引先様のご同意・ご署名状況、および現時点での本ガイドラインに対する遵守状況は、当社グループの CSR 調達活動推進のための施策立案の参考情報として活用させていただきます。

当社グループは、お取引先様は「同じサプライチェーンに属するパートナー」であるとしており、サプライチェーンのサステナビリティ向上のための協働の一つとして、本確認書へのご協力をお願いいたします。

ご同意いただける条項のボックスをチェック（✔）してください。

1. ☐ 貴社は、本ガイドラインを受領し、その趣旨および内容について確認・理解しました。
2. ☐ 貴社は、当社グループが CSR 調達活動のために、本ガイドラインの継続的な遵守に取り組むことを支持します。
3. ☐ 貴社は、自社で制定した、もしくは親会社や業界団体等が制定した CSR 行動規範の継続的な遵守に取り組んでいます。そうでない場合、貴社は、本ガイドラインの継続的な遵守に取り組みます。
4. ☐ 貴社は、上記 1～3 項に加え、貴社および当社グループが属するサプライチェーンにおいて、貴社の川上に位置する取引先に対して、貴社と同様の CSR 活動を要請することに努めます。
5. ☐ 貴社は、上記 1～3 項に加え、当社グループが CSR 調達活動の一環として貴社に要請する情報提供や調査・改善活動について、当社グループと協議し、合理的な範囲で協力することに同意します。

貴社の取引先となっている artience グループ会社名	
貴社名	
ご署名者の所属・役職	
ご署名者の氏名	
ご署名の日付	
ご署名（直筆）	

※ ご署名は、貴社の代表者（社長など）、お取引の責任者（販売部門長など）、お取引の契約管理の責任者（管理部門長など）のいずれかの方にお願いいたします。なお、押印は不要です。

※ 本確認書の入力フォームにご記入の後プリントアウトし、直筆でご署名のうえ、当社グループの取引担当者にご提出ください（FAX やスキャンデータのメール送付でも可）。

※ ご提出いただいた確認書による貴社のご同意・ご署名状況は、当社グループ内で機密情報として共有させていただきます。ご了承ください。

参考資料

RBA（レスポンシブル・ビジネス・アライアンス）行動規範　バージョン 8.0（2024 年 1 月）
https://www.responsiblebusiness.org/code-of-conduct/
（和訳）https://www.responsiblebusiness.org/media/docs/RBACodeofConduct8.0_Japanese.pdf

JEITA（一般社団法人 電子情報技術産業協会）責任ある企業行動ガイドライン　バージョン 1.1（2023 年 3 月）
https://www.jeita.or.jp/cgi-bin/public/detail.cgi?id=769&cateid=1

GCNJ（グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン）CSR 調達セルフ・アセスメント質問票　バージョン 1.2（2023 年 11 月）
https://www.ungcjn.org/activities/help/index.html

国際連合 世界人権宣言
https://www.un.org/en/about-us/universal-declaration-of-human-rights
（外務省による仮和訳）https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_001.html

国際連合 グローバル・コンパクトの 10 原則
https://www.unglobalcompact.org/what-is-gc/mission/principles

国際連合 ビジネスと人権に関する指導原則
https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Publications/GuidingPrinciplesBusinessHR_EN.pdf
（アジア・太平洋人権情報センターによる和訳）https://www.hurights.or.jp/japan/img/hrc1731framework.pdf

国際連合 持続可能な開発目標（SDGs）
https://www.un.org/sustainabledevelopment/sustainable-development-goals/

ILO 国際労働基準
https://www.ilo.org/global/standards/lang--en/index.htm
（和訳）https://www.ilo.org/tokyo/standards/lang--ja/index.htm

ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言（多国籍企業宣言）
https://www.ilo.org/empent/areas/mne-declaration/lang--en/index.htm
（和訳）https://www.ilo.org/tokyo/helpdesk/WCMS_577671/lang--ja/index.htm

OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針
https://mneguidelines.oecd.org/mneguidelines/
（外務省による仮和訳）https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100586175.pdf

OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス
https://www.oecd.org/daf/inv/mne/OECD-Due-Diligence-Guidance-Minerals-Edition3.pdf
（外務省による仮和訳）https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/oecd_ddg_jp.pdf

ISO 9000 ファミリー（品質マネジメントシステム）
https://www.iso.org/iso-9001-quality-management.html

米国ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法 第 1502 条（紛争鉱物）
https://www.govinfo.gov/content/pkg/COMPS-9515/pdf/COMPS-9515.pdf

EMRT（拡張鉱物報告テンプレート）
https://www.responsiblemineralsinitiative.org/reporting-templates/emrt/
（JEITA による概要和文）https://home.jeita.or.jp/cgi-bin/topics/detail.cgi?n=3040&ca=848&ca2=

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=348AC0000000117

毒物及び劇物取締法（毒劇法）
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000303

労働安全衛生法（安衛法）
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=347AC0000000057

消防法
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323AC1000000186

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=411AC0000000086

電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令（改正 RoHS 指令）
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32011L0065

化学物質の登録、評価、認可及び制限に係る欧州議会及び理事会規則（REACH 規則）
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32006R1907&from=EN
（環境省による仮訳版）https://www.env.go.jp/chemi/reach/reach_article.pdf

改訂来歴

2022 年 10 月 24 日	バージョン 1.0。
2024 年　5 月 10 日	バージョン 2.0。当社の社名および理念体系変更に伴う修正および方針等の改定差替。以下の記載に関する記述修正、項目追加、表現変更 ; 条文 1、2-3、2-4、2-6、4-7、5-9、10 および確認書シート。RBA 行動規範・JEITA 責任ある企業行動ガイドライン・GCNJ CSR 調達セルフ・アセスメント質問票のバージョンアップへの対応。その他、全体的なレイアウトの変更ならびに誤字、文法上の誤り、難解な表現などの文言修正。